奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第十五号

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県行政財産使用料条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一中第五十一号を削り、第五十二号を第五十一号とし、第五十三号から第六十号までを一号ずつ繰り上げ、第六十一号を削り、第六十二号を第六十号とし、第六十三号を削り、第六十四号を第六十一号とし、第六十五号から第百十三号までを三号ずつ繰り上げ、第百十四号を削り、第百十五号を第百十一号とし、第百十六号から第百九十五号までを四号ずつ繰り上げ、同表の二第三十六号中「三千七百円」を「五千五百円」に改め、同表の二に次の二号を加える。

53　溶出試験器　〃　三千九百円

54　紫外可視分光光度計　〃　二千円

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定により使用の許可を受けている者の当該使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。